

九州大学E Uセンター運営内規

制 定：平成28年 6月13日
最終改正：令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学学内共同教育研究センター規則（平成26年度九大規則第92号）第39条の規定に基づき、九州大学E Uセンター（以下「センター」という。）運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 九州大学学内共同教育研究センター規則別表2に規定するセンター委員会に、センターの業務の円滑な実施に資するため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 教育部会
- (2) 研究部会
- (3) 広報・アウトリーチ部会
- (4) コーディネーション部会

2 前項の部会の構成員は、センター委員会の委員又は本学の構成員の中から、E Uセンター長が指名するものとする。

3 各部会は次に掲げる事項を審議、実施する。

部会名	審議事項等
教育部会	E U研究ディプロマプログラムの実施に関すること E Uとの学術・教育交流活動に関すること
研究部会	E Uに係る研究活動に関すること
広報・アウトリーチ部会	E Uに係るアウトリーチ活動に関すること
コーディネーション部会	国内及び国外のE Uインスティテュート等との連携を推進すること

(部会長)

第3条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した部会の構成員がその職務を代行する。

(事務)

第4条 部会に関する事務は、国際部国際企画課において処理する。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成28年6月13日から実施する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から実施する。